

〔事業主用〕

令和 7 年度

「一括有期事業報告書・一括有期事業総括表」の記入要領
(総合コンピューターシステム)

作成するもの

- 1 一括有期事業報告書 (2 部)
- 2 一括有期事業総括表 (2 部)

記入手順

- 1 令和 6 年度中 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日) に終了した元請工事を抜き出す。
- 2 事業の種類ごとにわける。
- 3 上記 1～2 を基にして、工事の開始時期順に一括有期事業報告書を作成する。
- 4 作成した一括有期事業報告書を基にして、一括有期事業総括表を作成する。

※ 一般拠出金は平成 19 年 4 月 1 日以降開始された元請工事を申告納付の対象としています。

一括有期事業総括表の記入の際は、申告漏れのないようご注意ください。

注意事項

★元請工事がない場合、提出の必要はありません。

★請負金額について

平成 27 年 4 月 1 日以降開始された工事は、消費税抜きの金額です。

平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日に開始された工事は、消費税込みの金額に $^{105}/_{108}$ を乗じた額です。

平成 27 年 3 月 31 日以前に開始された工事で、令和元年 10 月 1 日以降の消費税 10% に伴い、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約変更により請負金額が増額された場合は、計算方法が異なります。詳細は労働保険徴収課へお問い合わせください。

記入例

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 1 請負金額により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 2 支払賃金により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 3 事業の種類が複数ある場合 | 4 ページ参照 |
| 4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36 業種)がある場合 | 5 ページ参照 |
| 5 「特別加入者」欄の記入方法 | 6 ページ参照 |

一括有期事業報告書

記入例1 請負金額により保険料を算定する場合

※事業の種類は7ページの「労災保険率適用業種の分類」を参照すること。

令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に終了した元請工事を記入する。

消費税込みの金額
(平成27年3月31日までに開始された工事)

支給資材等の損料
相当額

※事業の種類がわかる
よう記入する。

請負金額が500万円未満
の工事は〇〇工事他〇
件と記入して差し支え
ない。
ただし、事業の種類が
同じもの同士を合算す
るとともに、他〇件の
内訳を事業場において
明らかにしておくこと。

様式第7号(第34条関係)(甲)										労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)										事業主控	
労働保険番号		府県		所管		管轄		基幹番号		枝番号		2		枝のうち		1		枚目			
3		4		1		0		1		9		1		2		3		4			
事業の名称		事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳		② 労務費率		③ 賃金総額											
						新賃代金の額		新賃代金に 加算する額		新賃代金から 控除する額		新賃金額		労務費率		賃金総額		円			
福永ハイツ電気設備工事		広島市南区 △-△-××		26年11月1日から 6年5月25日まで		(1,800,000)円		1,750,000		0		(1,800,000)		22		385,000					
山野ビル増築工事 他8件		広島市安佐南区 〇〇-△-×		6年4月1日から 7年3月31日まで		500,000		0		0		500,000		23		115,000					
事業の種類		38 既設建築物設備工事業		計		1,750,000		500,000		0		0		1,750,000		500,000		385,000			

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7 年 6 月 7 日

郵便番号(730 - 8538)
電話番号(082 - 221 - 9246)

住所 広島市中区上八丁堀6-30

事業主 株式会社 労働建設
氏名 代表取締役 労働太郎

広島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業の種類のうち、「36
機械装置の組立て又は据
付けの事業」のみ、機械
装置の代金を控除できる。

(消費税込みの金額)×105/108

消費税抜きの金額
(H27.4.1以降開始された工事)

記入例2 支払賃金により保険料を算定する工事が含まれている場合

様式第7号(第34条関係)(甲)										労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)										事業主控	
労働保険番号		府県		所管		管轄		基幹番号		枝番号		2		枝のうち		2		枚目			
3		4		1		0		1		9		1		2		3		4			
事業の名称		事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳		② 労務費率		③ 賃金総額											
						新賃代金の額		新賃代金に 加算する額		新賃代金から 控除する額		新賃金額		労務費率		賃金総額		円			
城北地区下水管埋設工事		広島市中区西白島町		6年9月1日から 6年11月15日まで		38,500,000		0		0		38,500,000		23		8,855,000					
国道5号線道路改修工事		広島市西区		6年10月20日から 6年12月27日まで		18,669,400		0		0		18,669,400		23		4,293,962					
安東地区配水管埋設工事		広島市安佐南区安東		6年5月1日から 6年9月17日まで		(22,800,000)		0		0		(22,800,000)		支払 賃金		4,550,000					
事業の種類		37 その他の建設事業		計		79,969,400		0		0		79,969,400				17,698,962					

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

「支払賃金」と記入する。

一括有期事業総括表

業種ごとに作成した一括有期事業報告書の請負金額、賃金総額を転記し、保険料を算出する。

請負金額により保険料を算定する場合、請負金額、賃金総額の両方を記入する。

支払賃金により保険料を算定する工事が含まれる場合は、請負金額は記入せず、賃金総額から記入する。

工事開始時期ごとに①～④のグループにわけ、それぞれの請負金額を記載する。

元請工事のある業種番号に○印をつける。

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」
①平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事について
◆賃金で算定した工事については、「労務費率」欄は空欄、「労災保険率等」欄は「62」
◆労務費率で算定した工事については、「労務費率」欄は「18」、「労災保険率等」欄は「64」として、それぞれを別々にご記入ください。
②令和3年4月1日以降に開始した工事については、労務費率「19」、労災保険率等「62」となっています。

組織様式第8号		住所 〒 730 - 8538 広島市中区上八丁堀6-30		労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告	
事業場名 株式会社 労働建設		事業主名 代表取締役 労働太郎		事務組合名	
事業場TEL (TEL: 082-221-9246)		労働保険番号		基礎賃金	
		府県市町村		支店番号	
		3 4 1 0 1 9 1 2 3 4 5 6 7 8			
業種番号	事業の種類	1. 請負金額	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書	4. 常時使用労働者数
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	18	89	7人	
32	道路新設事業	20	16	3703	
33	舗装工事	18	10		
34	鉄道又は軌道新設事業	17	9		
35	建築事業	23	9.5		
36	既設建築物設備工事	23	15		
37	その他の建設事業	23	12		
38	既設建築物設備工事	23	12		
39	その他の建設事業	23	12		
40	その他の建設事業	23	12		
41	その他の建設事業	23	12		
42	その他の建設事業	23	12		
43	その他の建設事業	23	12		
44	その他の建設事業	23	12		
45	その他の建設事業	23	12		
46	その他の建設事業	23	12		
47	その他の建設事業	23	12		
48	その他の建設事業	23	12		
49	その他の建設事業	23	12		
50	その他の建設事業	23	12		
51	その他の建設事業	23	12		
52	その他の建設事業	23	12		
53	その他の建設事業	23	12		
54	その他の建設事業	23	12		
55	その他の建設事業	23	12		
56	その他の建設事業	23	12		
57	その他の建設事業	23	12		
58	その他の建設事業	23	12		
59	その他の建設事業	23	12		
60	その他の建設事業	23	12		
61	その他の建設事業	23	12		
62	その他の建設事業	23	12		
63	その他の建設事業	23	12		
64	その他の建設事業	23	12		
65	その他の建設事業	23	12		
66	その他の建設事業	23	12		
67	その他の建設事業	23	12		
68	その他の建設事業	23	12		
69	その他の建設事業	23	12		
70	その他の建設事業	23	12		
71	その他の建設事業	23	12		
72	その他の建設事業	23	12		
73	その他の建設事業	23	12		
74	その他の建設事業	23	12		
75	その他の建設事業	23	12		
76	その他の建設事業	23	12		
77	その他の建設事業	23	12		
78	その他の建設事業	23	12		
79	その他の建設事業	23	12		
80	その他の建設事業	23	12		
81	その他の建設事業	23	12		
82	その他の建設事業	23	12		
83	その他の建設事業	23	12		
84	その他の建設事業	23	12		
85	その他の建設事業	23	12		
86	その他の建設事業	23	12		
87	その他の建設事業	23	12		
88	その他の建設事業	23	12		
89	その他の建設事業	23	12		
90	その他の建設事業	23	12		
91	その他の建設事業	23	12		
92	その他の建設事業	23	12		
93	その他の建設事業	23	12		
94	その他の建設事業	23	12		
95	その他の建設事業	23	12		
96	その他の建設事業	23	12		
97	その他の建設事業	23	12		
98	その他の建設事業	23	12		
99	その他の建設事業	23	12		
100	その他の建設事業	23	12		
101	その他の建設事業	23	12		
102	その他の建設事業	23	12		
103	その他の建設事業	23	12		
104	その他の建設事業	23	12		
105	その他の建設事業	23	12		
106	その他の建設事業	23	12		
107	その他の建設事業	23	12		
108	その他の建設事業	23	12		
109	その他の建設事業	23	12		
110	その他の建設事業	23	12		
111	その他の建設事業	23	12		
112	その他の建設事業	23	12		
113	その他の建設事業	23	12		
114	その他の建設事業	23	12		
115	その他の建設事業	23	12		
116	その他の建設事業	23	12		
117	その他の建設事業	23	12		
118	その他の建設事業	23	12		
119	その他の建設事業	23	12		
120	その他の建設事業	23	12		
121	その他の建設事業	23	12		
122	その他の建設事業	23	12		
123	その他の建設事業	23	12		
124	その他の建設事業	23	12		
125	その他の建設事業	23	12		
126	その他の建設事業	23	12		
127	その他の建設事業	23	12		
128	その他の建設事業	23	12		
129	その他の建設事業	23	12		
130	その他の建設事業	23	12		
131	その他の建設事業	23	12		
132	その他の建設事業	23	12		
133	その他の建設事業	23	12		
134	その他の建設事業	23	12		
135	その他の建設事業	23	12		
136	その他の建設事業	23	12		
137	その他の建設事業	23	12		
138	その他の建設事業	23	12		
139	その他の建設事業	23	12		
140	その他の建設事業	23	12		
141	その他の建設事業	23	12		
142	その他の建設事業	23	12		
143	その他の建設事業	23	12		
144	その他の建設事業	23	12		
145	その他の建設事業	23	12		
146	その他の建設事業	23	12		
147	その他の建設事業	23	12		
148	その他の建設事業	23	12		
149	その他の建設事業	23	12		
150	その他の建設事業	23	12		
151	その他の建設事業	23	12		
152	その他の建設事業	23	12		
153	その他の建設事業	23	12		
154	その他の建設事業	23	12		
155	その他の建設事業	23	12		
156	その他の建設事業	23	12		
157	その他の建設事業	23	12		
158	その他の建設事業	23	12		
159	その他の建設事業	23	12		
160	その他の建設事業	23	12		
161	その他の建設事業	23	12		
162	その他の建設事業	23	12		
163	その他の建設事業	23	12		
164	その他の建設事業	23	12		
165	その他の建設事業	23	12		
166	その他の建設事業	23	12		
167	その他の建設事業	23	12		
168	その他の建設事業	23	12		
169	その他の建設事業	23	12		
170	その他の建設事業	23	12		
171	その他の建設事業	23	12		
172	その他の建設事業	23	12		
173	その他の建設事業	23	12		
174	その他の建設事業	23	12		
175	その他の建設事業	23	12		
176	その他の建設事業	23	12		
177	その他の建設事業	23	12		
178	その他の建設事業	23	12		
179	その他の建設事業	23	12		
180	その他の建設事業	23	12		
181	その他の建設事業	23	12		
182	その他の建設事業	23	12		
183	その他の建設事業	23	12		
184	その他の建設事業	23	12		
185	その他の建設事業	23	12		
186	その他の建設事業	23	12		
187	その他の建設事業	23	12		
188	その他の建設事業	23	12		
189	その他の建設事業	23	12		
190	その他の建設事業	23	12		
191	その他の建設事業	23	12		
192	その他の建設事業	23	12		
193	その他の建設事業	23	12		
194	その他の建設事業	23	12		
195	その他の建設事業	23	12		
196	その他の建設事業	23	12		
197	その他の建設事業	23	12		
198	その他の建設事業	23	12		
199	その他の建設事業	23	12		
200	その他の建設事業	23	12		
201	その他の建設事業	23	12		
202	その他の建設事業	23	12		
203	その他の建設事業	23	12		
204	その他の建設事業	23	12		
205	その他の建設事業	23	12		
206	その他の建設事業	23	12		
207	その他の建設事業	23	12		
208	その他の建設事業	23	12		
209	その他の建設事業	23	12		
210	その他の建設事業	23	12		
211	その他の建設事業	23	12		
212	その他の建設事業	23	12		
213	その他の建設事業	23	12		
214	その他の建設事業	23	12		
215	その他の建設事業	23	12		
216	その他の建設事業	23	12		
217	その他の建設事業	23	12		
218	その他の建設事業	23	12		
219	その他の建設事業	23	12		
220	その他の建設事業	23	12		
221	その他の建設事業	23	12		
222	その他の建設事業	23	12		
223	その他の建設事業	23	12		
224	その他の建設事業	23	12		
225	その他の建設事業	23	12		
226	その他の建設事業	23	12		
227	その他の建設事業	23	12		
228	その他の建設事業	23	12		
229	その他の建設事業	23	12		
230	その他の建設事業	23	12		
231	その他の建設事業	23	12		
232	その他の建設事業	23	12		
233	その他の建設事業	23	12		
234	その他の建設事業	23	12		
235	その他の建設事業	23	12		
236	その他の建設事業	23	12		
237	その他の建設事業	23	12		
238	その他の建設事業	23	12		
239	その他の建設事業	23	12		
240	その他の建設事業	23	12		
241	その他の建設事業	23	12		
242	その他の建設事業	23	12		
243	その他の建設事業	23	12		
244	その他の建設事業	23	12		
245	その他の建設事業	23	12		
246	その他の建設事業	23	12		
247	その他の建設事業	23	12		
248	その他の建設事業	23	12		
249	その他の建設事業	23	12		
250	その他の建設事業	23	12		
251	その他の建設事業	23	12		
252	その他の建設事業	23	12		
253	その他の建設事業	23	12		
254	その他の建設事業	23	12		
255	その他の建設事業	23	12		

記入例3 事業の種類が複数ある場合

★一括有期事業報告書は事業の種類ごとにわけて作成する。

1 工事の請負金額が500万円未満の工事は「他〇件」と合算できますが、事業の種類が違う場合は合算できません。

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2 枚のうち 2 枚目	
		3	4	1	0	1	9	0
		0	0	0	0	5	0	0
		0	0	0	0	5	0	0
事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 労務費率	③ 賃金総額			
美井プラザ 電話配線設備工事 他4件	庄原市東本町 他4件	6 年 6 月 15 日から 6 年 7 月 28 日まで	請負代金の額 1,600,000	請負代金に 加算する額 0	請負代金から 控除する額 0	請負金額 1,600,000	23	368,000
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	1,600,000	0	0	1,600,000	23	368,000

他4件の工事と同じ業種でないと合算できません。

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2 枚のうち 1 枚目	
		3	4	1	0	1	9	0
		0	0	0	0	5	0	0
		0	0	0	0	5	0	0
事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 労務費率	③ 賃金総額			
〇〇セメント株式会社 地下排水路更新工事	安芸郡海田町栄町	6 年 5 月 1 日から 6 年 5 月 15 日まで	請負代金の額 25,000,000	請負代金に 加算する額 500,000	請負代金から 控除する額 0	請負金額 25,500,000	23	5,865,000
〇〇セメント株式会社 平に屋部浄化槽埋設工事 他3件	広島市安佐南区 上安〇ーム× 他3件	6 年 10 月 1 日から 6 年 12 月 25 日まで	請負代金の額 2,000,000	請負代金に 加算する額 0	請負代金から 控除する額 0	請負金額 2,000,000	23	460,000
事業の種類	37 その他の建設事業	計	27,000,000	500,000	0	27,500,000	23	6,325,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

組織様式第8号

住所 〒 734 - 0007
広島市南区皆実町1-2-△△

事業場名 株式会社 皆実町総合建設
事業主名 皆実町 一郎 殿

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号
府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
3 4 1 0 1 9 9 0 0 0 5 0 0 5
事務組合名 労働保険事務組合 ○〇労務協会
(TEL: 082-221-9246)

事業の種類	1. 請負金額	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書 2 枚目付	4. 常時雇用労働者数	5. 事業の概要	6. 新年度賃金見込額	7. 延納の申請	8. 開始時期	9. 特別加入者・保険料算定基礎額の計	10. 申告済概算保険料
31 水力発電施設 ずい道等新設事業	18	89		5 人				① 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日		
32 道路新設事業	19	79						② 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日		
33 舗装工事業	19	62						③ 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日		
34 鉄道又は軌道 新設事業	19	34						④ 令和6年4月1日～		
35 建築事業	20	16								
36 既設建築物設備 工事業	20	11								
37 その他の建設事業	19	11								
計	18	10								
特別加入者	18	9								
保険料計	17	9								
一般拠出金	23	17								
計	23	9.5								
特別加入者	24	9								
保険料計	19	9								
一般拠出金	21	13								
計	23	11								
特別加入者	23	9.5								
保険料計	23	9.5								
一般拠出金	22	15								
計	23	12								
特別加入者	1,600,000	368								
保険料計	27,500,000	6,325								
一般拠出金	29,100,000	6,693								
計	27,500,000	6,325								
特別加入者	29,100,000	6,693								
保険料計										
一般拠出金										
計										
特別加入者										
保険料計										
一般拠出金										
計										

記入例4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36業種)がある場合

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主様

労働保険番号		府県市区町村				基幹番号				枝番号		1枚のうち1枚	
		3	4	1	0	1	9	9	1	9	0	1	2
事業の名称		事業場の所在地		事業の期間		①請負金額の内訳				②	③		
						請負代金の額 円	請負代金に 加算する額 円	請負代金から 控除する額 円	請負金額 円	労務 費率	賃金総額 円		
労災中央病院エレベーター取付		広島市中区上八丁堀		6年7月3日から 6年11月5日まで		54,000,000	0	18,000,000	36,000,000	38	13,680,000		
				年 月 日から 年 月 日まで									
				年 月 日から 年 月 日まで									
				年 月 日から 年 月 日まで									
				年 月 日から 年 月 日まで									
				年 月 日から 年 月 日まで									
事業の種類		36 機械装置の組立て又は据付けの事業		計		54,000,000	0	18,000,000	36,000,000	38	13,680,000		

前年度中(保険関係が開設した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

請負代金に機械装置の価格
が含まれている場合にはそ
の価格を記入する。

総括表には「請負金額」
を記入してください。

組機様式第8号

住所 〒733-0002
広島市西区楠木町1-2-XX

事業場名 楠木設備工業 株式会社
事業主名 楠木 芳樹 殿

事業場TEL

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号
府県市町村管轄基幹番号枝番号
34101991905012

事務組合名 労働保険事務組合 ○○協会

(TEL: 082-221-9246)

業種 番号	事業の種類	同時 時間	1. 請負金額	労務 費率	2. 賃金総額	労務 費率 割増率	保険料等	3. 一括有期 事業報告書 1 枚目付
31	水力発電施設 ずい道等新設事 業	① ② ③ ④	18 19 19 19		89 79 62 34			4. 常時雇用労働者数 5. 事業の概要 6. 新年度賃金見込額 ① 前年度と同額 ② 前年度と異なる 7. 延納の申請 1. 一括納付 ③ 分納(3回)
32	道路新設事業	① ② ③ ④	20 20 19 19		16 11 11 11			8. 開始時期 ① 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ② 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③ 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④ 令和6年4月1日～
33	舗装工事業	① ② ③ ④	18 18 17 17		10 9 9 9			9. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計 申告済概算保険料
34	鉄道又は軌道 新設事業	① ② ③ ④	23 25 24 19		17 9.5 9 9			10. 一般拠出金
35	建築事業	① ② ③ ④	21 23 23 23		13 11 9.5 9.5			
36	既設建築物設備 工事	① ② ③ ④	22 23 23 23		15 15 12 12			
37	機械装置の組 立又は据付け の事業	① ② ③ ④	38 40 38 38		7.5 6.5 6.5 6.5			
38	その他の 建設事業	① ② ③ ④	21 22 21 21		7.5 6.5 6.5 6			
39	計		36,000,000		13,680		82,080	
40	特別加入者			人分				
41	保険料計						82,080	
42	一般拠出金				13,680	0.02	273	

記入例5 「特別加入者」欄の記入方法

No	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額	適用月数 確定	希望する 基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額	適用月数 確定	希望する 基礎日額
01	広島 市郎	20,000円		20,000円	02	広島 健太	16,000円		18,000円
03	基町 太郎	10,000円	7/12	10,000円	04	立町 次郎	8,000円	6/0	0,000円
05	白島 三郎	6,000円	12/0	0,000円	06	牛田 四郎			5,000円

01 給付基礎日額を変更しない場合

02 給付基礎日額の変更

03 月割を適用（中途加入）

「適用月数」の「確定」欄は、承認された月から3月までの月数を記入する。

（例 令和6年9月5日に特別加入承認……7ヵ月）

04 月割を適用（中途脱退）

「適用月数」の「確定」欄は、4月から承認された月までの月数を記入する。

（例 令和6年9月5日に特別加入脱退……6ヵ月）

05 令和6年度末（令和7年3月）で脱退

06 令和7年度（令和7年4月）から新規加入

● 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

給付基礎日額は、収入の実態に見合った金額と
することになっています。

労災保険率適用業種の分類

● 建設事業の分類

31 水力発電施設、ずい道等新設事業

水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業、ずい道等新設事業。

32 道路新設事業

道路の新設事業及び道路の改築事業（路幅の拡張又は路線変更）並びにこれらに付帯して行われる事業。

33 舗装工事業

道路、広場等の舗装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業。

34 鉄道又は軌道新設事業

鉄道又は軌道の新設線の建設を行う事業。

35 建築事業（「38 既設建築物設備工事業」を除く）

建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業。

（例） ビル新築工事、家屋の新築・改築工事、鉄筋コンクリート造りの高架橋新設工事、建築物の新設に伴う給水・電話・電気等の設備工事、埋設以外の工法による送電線路建設工事、工作物の解体工事

38 既設建築物設備工事業

主として既設建築物内部において各種設備工事業を行う事業及び室内の塗装、建具の取付け、床張り及びその他の内装工事を行う事業。

*主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は、「35 建築事業」に含まれる。

*建築物の新設に伴う内部設備工事業は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類される。

36 機械装置の組立て又は据付けの事業

各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及びこれに附帯して行われる事業。

（例） エレベーター、エスカレーター、ボイラー、空気調節機等の組立て又は据付け

37 その他の建設事業

ずい道、道路、鉄道等の改修、復旧、又は維持を行う事業等他に分類されない建設事業及びこれらに附帯して行われる事業。

（例） 道路の改修工事、防波堤・岸壁の建設工事、造成工事、推進工法による管の埋設工事、河川・海面の埋立て工事

● 労務費率・労災保険率

業種 番号	事業の 種類	工事開始日が 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 のもの		工事開始日が 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 のもの		工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～ のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31 ※注	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	103	18%	89	19%	79	18% 19%	64 62	19%	34
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 （既設建築物設備工事業を除く）	21	13	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
	組立て又は据付けに関するもの	22		21		22		21		21	
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15	23	15

※業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」について

平成30年以降の労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和3年2月に修正を行いました。平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事については、請負金額で算定した工事については労務費率を「18」、保険料率を「64」、賃金で算定した工事は保険料率を「62」として、それぞれ別々にご記入ください。

なお、令和3年4月1日以降に開始した工事は、労務費率「19」、保険料率「62」となっています。